

随意契約理由書

件名	再生密粒度アスコン単価契約（下半期）
相手方	名神工業株式会社（豊中市名神口 1-16-12）
根拠法令	随意契約 2 号該当（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
理由	再生密粒度アスコンは廃棄物の減量化と再資源化に取り組むため「再資源の利用の促進に関する法律」により建設副産物として、より一層の再資源化が要請されています。 再生密粒度アスコンは 30%の再生材が混合されていますが、その作業性、付着性、耐水性等において密粒度アスコンと同等の性質を持っており、密粒度アスコンより経済性に於いて優れているものです。 舗装用合材は加熱高温を保持して舗設するため、近距離での搬入が必須となり、又維持修繕事務所の舗装作業は小規模な緊急工事であるため、小口購入も可能な業者が条件となります。 上記条件を豊中市の業者で唯一満たしているのが、名神工業株式会社のみだったため、上記業者と随意契約を行うものです。
備考	